

岡崎西尾地域広域化ブロック会議の経緯

【広域化の背景】

平成7年頃よりごみ焼却炉からのダイオキシン発生が社会的に問題視されるようになり、ごみ処理に伴うダイオキシン類の排出削減が求められた。

【国の動き】

平成9年1月

「ごみ処理に係るダイオキシン類発生防止等ガイドライン」を策定し、既存のごみ処理施設に係る対策と、新設のごみ焼却炉に係る対策（ごみ処理の広域化等）を示した。

平成9年5月

「ごみ処理の広域化計画について」の通達により、ダイオキシン削減対策、リサイクルの推進、最終処分場の確保対策、公共事業のコスト削減等の課題に対応するため、ごみ処理の広域化について検討し、広域化計画を策定するよう各都道府県に求めた。

【愛知県の動き】

平成10年10月

「愛知県ごみ焼却処理広域化計画」を策定。県内を13ブロックに区割りし、1日あたりの焼却能力300トン以上の全連続炉への集約化を目指すこととした。

平成21年3月

市町村合併やごみ処理技術の進歩、ごみ処理に関する各種法令の制定などの社会情勢の変化を受け、広域化ブロックの区割りを含めて「愛知県ごみ焼却処理広域化計画」の見直しを行った。

【岡崎西尾ブロックの動き】

平成11年2月

「岡崎市」「西尾市」「幸田町」「額田町」「一色町」「吉良町」「幡豆町」の2市5町（その後の合併により2市1町）で構成する岡崎西尾地域広域化ブロック会議を設置。

平成17年3月

「岡崎西尾地域ごみ処理広域化計画」を策定。岡崎西尾ブロック内にある4箇所（岡崎市中心クリーンセンター、八帖クリーンセンター1号炉、同2号炉及び西尾市クリーンセンター）のごみ焼却施設を統合し、2施設への集約化を目指すこととした。

平成 23 年 7 月

「岡崎西尾地域ごみ処理広域化計画」に基づき、旧中央クリーンセンターと八帖クリーンセンター 2 号炉の集約施設として、岡崎市中央クリーンセンターの供用を開始。

平成 24 年 7 月

次期施設更新に向けて、現在の状況におけるごみ発生量見込みを推計。その数値に基づく新施設の処理能力や施設更新時期を平成 37 年度以降で検討・協議していくこととする「岡崎西尾地区ごみ処理広域化計画」の概要の見直しを行った。